## 尾張旭市選挙管理委員会(令和5年第11回)会議録

1 開催日時

令和5年9月1日(金)

開会 午前10時

閉会 午前10時40分

2 開催場所

尾張旭市役所 2階 201会議室

3 出席委員

委員長 赤尾勝男

委 員 森賀則、堤美昭、加藤隆広

4 欠席委員

0名

5 傍聴者数

0名

6 出席した事務局職員

書記長 大内裕之、次長 西尾裕子、係長 堺和彦、書記 森重雄太

7 議題

第55号議案 選挙人名簿の登録について

第56号議案 選挙人名簿の登録の抹消について

第57号議案 在外選挙人名簿の登録の抹消について

第58号議案 裁判員候補者の予定者の選定について

第59号議案 検察審査員候補者の予定者の選定について

8 会議の要旨

## 書記長

定刻になりましたので、ただいまから令和5年第11回選挙 管理委員会を開催いたします。

本日の議案は、9月の定時登録の2議案と在外選挙人名簿 の抹消に関する1議案、裁判員候補者及び検察審査員候補者 の予定者の選定関係の2議案の計5議案でございます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

それでは、委員長お願いします。

## 委員長 改めましておはようございます。 (委員長あいさつ) それではまず、次第の2「会議録について」でございます。 前回の会議録を、議案とあわせて配布していますが、訂正等 はありますか。 委員 (なし) それでは会議録を原案どおり承認し、会議終了後に署名した 委員長 いと思います。 それでは、次に次第の3「議事」に入らせていただきます。 9月の定時登録に関する第55号議案「選挙人名簿の登録に ついて」、第56号議案「選挙人名簿の登録の抹消について」 でございますが、関連がありますので一括して事務局より説明 をお願いします。 それでは第55号議案、第56号議案につきましては、それ 事務局 ぞれ関連がございますので、あわせてご説明いたします。 はじめに、第55号議案「選挙人名簿の登録について」でご ざいます。公職選挙法第22条第1項の規定により、登録月の 1日現在において選挙人名簿に登録される資格を有するかた を同日に登録しなければならないとされており、本日は9月の 定時登録を行おうとするものでございます。 それでは、議案の被登録資格者をご覧ください。今回の登録 は、令和5年9月1日を登録基準日及び登録日としまして、令

和5年6月1日の定時登録以降の該当者について行うもので

ございます。

まず、被登録資格につきましては、公職選挙法第21条第1項の規定のとおり、年齢要件として市の区域内に住所を有する年齢満18年以上の日本国民であること、また、住所要件として、住民票が作成された日から引き続き3か月以上、本市の住民基本台帳に記録されている者となっております。

このため、今回新規に登録される方は、年齢要件が平成17年6月3日から平成17年9月2日までの出生者、住所要件が、令和5年3月2日から令和5年6月1日の転入者ということになります。

次に第56号議案「選挙人名簿の登録の抹消について」は同 法第28条の規定により、選挙人名簿に登録されている者につ いて、抹消しなければならない事由に至ったものを、選挙人名 簿から抹消するものでございます。

今回の抹消は、令和5年6月1日の定時登録の抹消した者以降の該当者について行うものでございます。登録を抹消される事由としては、同法第28条の規定により、死亡又は日本国籍を失ったことを知ったとき、又は市外へ転出後4か月が経過したとき等が抹消事由となっております。

このため、今回抹消される方は、令和5年6月1日から令和5年8月31日までの死亡者又は国籍喪失者と、令和5年2月1日から令和5年4月30日までの市外への転出者でございます。

次に、本日配布させていただいた定時登録内訳をご覧ください。本日の登録内訳を示しています(表を説明)。

また、参考として投票区別の選挙人名簿登録者数一覧を添付していますので、ご覧いただければと思います。

第55号議案及び第56号議案の説明については以上でご ざいます。それでは、選挙人名簿の登録者名簿と抹消者名簿を お回ししますので、確認をお願いします。

委員長	では、第55号議案及び第56号議案について、何かご質問等はございませんか。
委 員	(なし)
委員長	ご質問等ないようですので、採決を取りたいと思います。 第55号議案及び第56号議案に賛成の方は挙手をお願い します。
委員	全員举手(原案可決)
委員長	第55号議案及び第56号議案は可決されました。 続きまして、第57号議案「在外選挙人名簿の登録の抹消に ついて」事務局より説明をお願いします。
事務局	第57号議案「在外選挙人名簿の登録の抹消について」ご説明いたします。     公職選挙法第30条の11の規定により、在外選挙人名簿に登録されている方が、死亡又は国籍を失ったことを知ったとき、又は国内の市町村に転入して4か月を経過したときなどは、市の選挙管理委員会は、これらの方を在外選挙人名簿から抹消しなければならないとされています。     このことにつきまして、1名の方が、国内の市町村に住民票が新たに作成されて4か月が経過したため、在外選挙人名簿から抹消するものでございます。

委員長	参考としまして、直前の6月1日時点の登録者数、現在の登録者数の内訳を資料として添付しています。全体で、42名の方が在外選挙人名簿に登録されていることになります。説明は以上です。  では、第57号議案について、何かご質問等はございませんか。
委員	(なし)
委員長	ご質問等ないようですので、採決を取りたいと思います。 第57号議案に賛成の方は挙手をお願いします。
委 員	全員举手(原案可決)
委員長	第57号議案は可決されました。 続きまして、第58号議案「裁判員候補者の予定者の選定について」事務局より説明をお願いします。
事務局	それでは、第58号議案「裁判員候補者の予定者の選定について」ご説明いたします。 この案につきましては、裁判員の参加する刑事裁判に関する 法律第21条第1項の規定に基づき、地方裁判所から通知のあった員数を、選挙人名簿に登録されている者の中から、裁判員 候補者の予定者としてくじで選び、同法第22条の規定に基づ

き、10月15日までに地方裁判所へ裁判員候補者予定者名簿 を送付しようとするものでございます。 なお、本市で選定する員数につきましては、通知におい て、116名が割り当てられております。 裁判員候補者の予定者の選定方法についてでございますが、 くじの母体となる選挙人名簿につきましては、さきほど登録を 行った令和5年9月1日定時登録の名簿を用いることとしま す。 また、公職選挙法第11条第1項若しくは第252条また は政治資金規正法第28条の規定に基づく失権者は、くじを 行う前に除外するものとします。 次に、くじの方法についてですが、裁判員候補者の予定者 の選定にあたっては、最高裁判所から提供された名簿調製プ ログラムを用いて、くじを行おうとするものでございます。 あらかじめ、こちらのパソコンに9月1日の定時登録におけ る選挙人名簿から失権者を除いたデータが用意してあります ので、この選定方法について議決いただけましたら、早速、選 定を行いたいと思います。 説明は以上です。 では、第58号議案について、何かご質問等はございません 委員長 か。 委員 (なし) ご質問等ないようですので、採決を取りたいと思います。 委員長 第58号議案に賛成の方は挙手をお願いします。

委 員	全員挙手(原案可決)
委員長	第58号議案は可決されました。 では、議決いただきましたので、早速くじを行いたいと思い ます。
	※ パソコンの前に移動し、くじの実施。選定された候補者予 定者の一覧をプリンターで打ち出し、各委員に確認。
事務局	では、本日選定されました裁判員候補者予定者の名簿につきましては、この後、事務局において名簿調製プログラムを使い、データを暗号化して、名古屋地方裁判所に送付することといたします。 第58号議案につきましては、以上でございます。
委員長	では、続きまして、第59号議案「検察審査員候補者の予定者の選定について」、事務局より説明お願いします。
事務局	では、第59号議案「検察審査員候補者の予定者の選定について」ご説明いたします。 この案につきましては、検察審査会法第10条第1項の規定に基づき、検察審査会から通知のあった員数を、選挙人名簿に登録されている者の中から、検察審査員候補者の予定者としてくじで選び、同法第11条の規定に基づき、10月15日までに検察審査会へ検察審査員候補者予定者名簿を送付しようと

するものでございます。

なお、選定する員数につきましては、通知において、名古屋 第一検察審査会及び名古屋第二検察審査会ともに、それぞれ第 1群2名、第2群2名、第3群2名、第4群2名の合計9名が 割り当てられておりますので、それぞれの検察審査会ごとにく じを行うこととします。

検察審査員候補者の予定者の選定につきましても、先の議案 と同様に名簿調製プログラムを用いて、くじを行おうとするも のでございます。

まず、くじの母体となる選挙人名簿につきましては、先ほどの議案と同様に9月1日定時登録の名簿を用いることとし、失権者は、くじを行う前に除外するものとします。

次にくじの方法についてですが、名簿調製プログラムのくじ機能を用いて、まず名古屋第一検察審査会の第1群から第4群までの合計数9名を1回のくじで選定し、次に名古屋第二検察審査会の第1群から第4群までの合計数9名を同じく1回のくじで選定することとします。

また、各群の割当につきましては、名簿の上位の者から順に、 各群の割当員数に応じて、第1群から第4群までの候補者予定 者とします。

なお、先ほどの議案と同様に、この選定方法について議決い ただけましたら、早速、選定を行いたいと思います。

説明は以上でございます。

## 委員長

では、第59号議案について、何かご質問等はございませんか。

委員	(なし)
委員長	ご質問等がないようですので、採決を取りたいと思います。 第59号議案に賛成の方は挙手をお願いします。
委員	全員举手(原案可決)
委員長	第59号議案は可決されました。 では、議決いただきましたので、早速くじを行いたいと思います。 ※ パソコンの前に移動し、くじの実施。選定された候補者予定者の一覧をプリンターで打ち出し、各委員に確認。
事務局	では、本日選定されました検察審査員候補者予定者の名簿につきましては、この後、事務局において名簿調製プログラムを使いデータを暗号化して、名古屋第一検察審査会に送付することといたします。 第59号議案につきましては、以上でございます。
委員長	本日の議題は、これですべて終了しましたが、その他という ことで事務局から何かありますか。

事務局	報告事項
	○ 金城学院大学との連携について
	○ 旭野高校との連携について
	○ 選挙出前トークについて
	渋川小学校6月22日実施済
	城山小学校11月21日実施予定
	旭丘小学校11月22日実施予定
委員長	それでは、これで選挙管理委員会を閉じさせていただきま
	す。
	7 0